

特定創業支援における創業計画書（氏名等： ）

[事業計画]

計 画 の 概 要	創業(新事業)の動機は何ですか		
	いつ頃創業(事業開始)しますか		
	創業の場所(本社所在地)はどこですか		
	業種(事業概要)は何ですか		
	屋号(会社名)は考えていますか		
	個人事業と法人どちらにしますか		
	許認可が必要ですか		
	これまでの主な経歴は		
事 業 の 具 体 的 内 容	何を売りますか、どんなサービスを提供しますか		
	商品やサービスのセールスポイント(特徴)は何ですか		
	誰に売りますか(世代・職業・地域・業界・ライフスタイルetc)		
	どこで売りますか、どのような方法で売りますか		
	月の売上目標は	単価/1人or1日	
		客数	
		営業日数	
	どうやって知ってもらいますか(広告や宣伝の方法)		
	事業をやるために何が必要ですか(必要な設備や取引契約etc)		
誰から調達しますか			
環 境 分 析	市場(業界)は今どんな状況ですか		
	これから市場(業界)はどうなりますか		
	ライバル(競合相手)は誰ですか		
将 来 像	1年後の目標は何ですか		
	3年後の目標は何ですか		
	目標に対する課題は何ですか		

[月次損益計画]

(単位：千円)

項目	創業当初	積算根拠	()年後	積算根拠
①売上高				
②				
①				
②				
①				
②仕入高(売上原価)				
②		売上高②× %		売上高②× %
①		売上高①× %		売上高①× %
②		売上高②× %		売上高②× %
①		売上高①× %		売上高①× %
③売上総利益 (①-②)		%		%
④経費				
④ 従業員人件費				
④ 家賃				
④ 外注費				
④ 水道光熱費・通信料				
④ 交通費・車両費等				
④ 広告費				
④ 支払利息、手数料				
その他				
⑤事業利益 (③-④)		年額		年額
⑥借入金返済月額		年額		年額
⑦生活費・役員報酬 (⑤-⑥)		年額		年額

[資金調達計画]

(単位：千円)

必要な資金	金額	調達方法	金額
設備資金		自己資金	
・店舗、事務所、工場等の取得		自己資金	
・内装工事(リフォーム)			
・機械装置、備品		親族・知人等からの借入額	
・車両		(内訳・返済方法)	
・敷金、入居保証金			
その他			
金融機関からの借入額			
運転資金		(内訳・返済方法)	
・仕入資金 (ヶ月)			
・経費 (ヶ月)			
その他			
合 計		合 計	

事業を始める場合（創業時）におさえておきたいポイント

1. 自分の考えを経営計画として整理してみましょう

☒	考えるべきこと	ここを検討してみましょう	備考
☐	動機・経験・覚悟	● どうして創業しようと思ったのですか ● これまでどのような仕事や勉強の経験がありますか → その中で創業する事業に役立つものは何ですか ● 本当に創業しますか（本業として？ 副業として？） ● いつから始める予定ですか	● 実際には始める前にもう一度確認してみてください
☐	販売方法 仕入方法	● 何を売りますか、どんなサービスを提供しますか ● どこで売りますか、誰に売りますか ● いくらで売りますか ● どうやって知ってもらいますか、どうしたら買ってもらえますか ● 上の4つをやるためには何が必要ですか、誰から調達しますか	● ここが重要です ● 同業他社との比較などで考えてみましょう
☐	収支予測	● 1ヶ月の売上はいくら見込めますか ● 仕入（原価）はいくらかかりますか。 ● その他必要な経費は何がありますか、いくらかかりますか ● 1年間はどれくらいですか → 最初の3ヶ月間は売上なしで考えてみてください ● 近い将来（2～3年度）の売上（利益）目標は	● 販売方法・仕入方法を数値化したもので分からないものも仮に想定しておきましょう
☐	資金調達	● 事業をはじめるためにいくら何くらい必要ですか ● 当面（3ヶ月）の経費はいくら必要ですか → 収支予測から考えてみてください ● 上の2つの金額はどうやって準備しますか ● 金融機関からの借入を希望しますか	● 手段は自己資金、親族や知人からの支援、金融機関からの借入の3つです
☐	付随業務	● 開業のための届出を確認しよう ● 個人の場合、法人の場合それぞれ次ページ参照ください ● 税務申告は必ず必要になります → 帳簿をつける準備をしましょう → 領収書や納品書などは保管する癖をつけましょう → 自身で確定申告しますか、税理士に依頼しますか ● 契約書・請求書などはどうやってつくりますか ● 許認可が必要な場合は手続きを確認してください ● 従業員やアルバイトが必要ですか → 募集はどうやって行いますか → 労働契約・賃金支払事務が必要で → 社会保険や労働保険の手続きを確認してください → 源泉徴収・年末調整はどうやって行いますか ● PL保険・その他損害賠償保険・災害保険・休業補償などは必要ありませんか	● 本業以外の部分も経営者として大事な仕事になります ● 税務申告や労働保険は商工会のサービスも利用 ● できます ● 事業が大きくなれば付随業務も増加します

3. 従業員を雇用するなら労務関係の届出も必要です

種別	☒	名 称	提出先	提 出 期 限	備 考
社会保険	☐	健康保険・厚生年金保険 新規適用届	年金事務所	最初の従業員雇用日から 5日以内	
	☐	被保険者資格取得届		雇用日から5日以内	
労働保険	☐	保険関係成立届	労働基準監督署	成立日翌日から5日以内	
	☐	概算保険料申告書		成立日翌日から50日以内	
	☐	雇用保険適用事業所設置届	ハローワーク	最初の従業員雇用日から 10日以内	
	☐	雇用保険保険者資格取得届		雇用日の翌月10日まで	

2. 最初に必要な税金の届出事項を確認しましょう

個人事業の場合

☒	名 称	提 出 先	提 出 期 限	備 考
☐	(目的) 個人事業の開業等届出書 (開業したことを届け出るため)	税務署※	開業日から1カ月以内	
☐	所得税の青色申告承認申請書 (青色申告の承認を受けるため)		開業日から2カ月以内 ※開業の日が1/1～1/15の場合は 3/15まで	青色申告希望者のみ
☐	青色事業専従者給与に関する届出書 (同一生計の家族に支払う給料を必要経費に算入するため)		開業日から2カ月以内 ※開業の日が1/1～1/15の場合は 3/15まで	青色申告限定
☐	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請 (源泉徴収した所得税を毎月ではなく、年2回にまとめて納付できる特例を受けるため)		特に定められていません ※原則として、提出した日の翌月に支払う給与等から適用されます。	給与の支給人員が常時 10人未満の事業所のみ
☐	所得税のたな卸資産の評価方法の届出書 (たな卸資産の評価方法を選択するため)		確定申告書の提出期限まで	届出がない場合は、『最終仕入原価法』となる
☐	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書 (減価償却資産の償却方法を選択するため)		確定申告書の提出期限まで	届出がない場合は、『定額法』となる
☐	個人事業税に係る開業等報告書 (地方税法に掲げる事業を開業した個人が知事に対して届け出るため)	県税事務所※	開業した翌月の10日まで	

法人の場合

☒	名 称	提 出 先	提 出 期 限	備 考
☐	(目的) 法人設立届出書 (法人を設立したことを届け出るため)	税務署※	設立の日から2カ月以内	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び 定款等の写しが必要
☐	青色申告の承認申請書 (青色申告の承認を受けるため)		設立後3カ月を経過した日と 最初の事業年度終了日のうち、 いずれか早い日の前日	青色申告希望者のみ
☐	給与支払事務所等の開設届出書 (従業員等に給与等を支払うことを届け出るため)		事務所等を開設した日から 1カ月以内	
☐	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請 (源泉徴収した所得税を毎月ではなく、年2回にまとめて納付できる特例を受けるため)		特に定められていません ※原則として、提出した日の翌月に支払う給与等から適用されます。	給与の支給人員が常時 10人未満の事業所のみ
☐	棚卸資産の評価方法の届出書 (棚卸資産の評価方法を選択するため)		確定申告書の提出期限まで	届出がない場合は、『最終仕入原価法』となる
☐	減価償却資産の償却方法の届出書 (減価償却資産の償却方法を選択するため)		確定申告書の提出期限まで	届出がない場合は、建物 を除き『定率法』となる
☐	法人設立（設置）届 (法人を新たに設立したことを届け出るため)	県税事務所※	事実の発生した日から15日 以内	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び 定款等の写しが必要
☐	法人設立届・異動届 (法人を新たに設立したことを届け出るため)	市役所	設立後直ちに	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び 定款等の写しが必要

※ 納税地を管轄する税務署・県税事務所に提出してください。
なお、提出日が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日となります。